

農地中間管理事業の推進に関する法律の体系

目的

農地中間管理事業を推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による**農用地の利用の効率化及び高度化の促進**を図り、もって**農業の生産性の向上**に資すること。

農地中間管理機構：都道府県に一に限って知事が指定する一般社団法人又は一般財団法人

農地中間管理事業：機構が所有者（出し手）から農地を借受け（農地中間管理権の取得）、耕作を希望する者（受け手）に貸付けを行うこと等

農地中間管理権：農地を受け手に貸し出すために機構が取得する、賃借権や使用貸借による権利等

農地中間管理事業の推進に関する基本方針（3条）：都道府県知事は、農地の利用の効率化及び高度化の推進に関する目標や、事業の実施方法に関する基本的な事項等を定める。

組織

○農地中間管理機構（農地バンク）の指定：都道府県知事の指定（4条）

農地中間管理事業の実施に関する規定

組織に関する規定

○農地中間管理事業規程の作成・変更（都道府県知事の認可）（8条）

○毎年度の事業計画・収支予算の作成・変更（都道府県知事の認可）（9条）

○事業評価委員会の設置（都道府県知事の認可）（6条）

○役員の選任・解任（都道府県知事の認可）（7条）

農地中間管理事業の実施

事業の実施

（農地バンクは事業趣旨の普及を図り、受け手の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和に配慮する。（17条1項）
（農地バンクは地域計画の区域において、重点的に事業を行う。（17条2項）

農用地利用集積等促進計画

（農地バンクは農地の借受け・貸付けにあたり、促進計画を定め、知事がこれを認可・公告する。（18条1項～9項）

促進計画の案の提出等の協力

（農業委員会は農地バンクに対し定める事項を示して、促進計画を定めることを要請できる。（18条11項）

（農地バンクは促進計画を定める場合、市町村等に対し、情報の提供等の協力を求める。（19条1項）

（農地バンクは市町村等に対し、促進計画の案の作成・提出を求めることができる。（19条2項）

農地共有者の取扱い

探索の要請

（農地バンクは1/2以上の共有者が不明な農地について、共有者の探索を農業委員会に要請できる。（22条の2.1項）

探索

（農業委員会による共有者の探索。（22条の2.2項）

公示

（農業委員会は促進計画を公示。農地バンクが借入れる。（22条の3）

賃貸借の解除

出し手との賃貸借の解除

（相当の期間貸付ける見込みがない等の場合、農地バンクは都道府県知事の承認を受けて、出し手との賃貸借を解除できる。（20条）

受け手との賃貸借の解除

（農地バンクは受け手に利用状況の報告を求め、適正に利用していない等の場合、都道府県知事の承認を受けて、受け手との賃貸借を解除できる。（21条）

その他

報告徴収・立入検査

（都道府県知事は業務の状況等に関して報告を求め、又は立入検査を行うことができる。（30条）

罰則

（報告徴収及び立入検査において、虚偽の報告を行った者等は30万円以下の罰金。（34条）